

町田市狭あい道路拡幅整備事業の概要

2024.4

事業の目的

町田市(以下、「市」という。)では、市民の理解と協力のもと、安全で快適な住環境と災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的として、セツバック等による「みなし道路部分」(自主管理の民地)を市の道路として維持管理等できるよう、狭あい道路拡幅整備事業を実施しています。

事業内容と対象

道路用地を一体管理するため、対象地の寄附を検討いただき、用地帰属や舗装整備を行うものです。
 ※用地帰属や舗装整備は、本事業により寄附いただいた場合のみです。
 ※後退用地の買い取り及び契約による市での管理は行っておりません。
 ※隅切用地の寄附については、市の基準に適合している場合に奨励金を交付しています。

市が所有する建築基準法第42条第2項道路(以下、「2項道路」という。)に面した土地が対象です。
 ※主な適用除外・・・開発行為、宅地造成及び特定盛土等規制法、中高層建築物指導要綱等に該当する場合、中心市街地道路の拡幅整備区域であって、後退線が当該道路の中心から水平距離2.0mを超える用地
 その土地で建築行為があるときは、後退用地及び隅切用地について、必ず協議をお願いしています。協議は、寄附の意思にかかわらず、建築確認申請前に行う必要があります。

寄附可能な土地要件

後退用地等は、以下の条件に**全て該当**する場合に市へ寄附することができます。
 ・市が所有する2項道路に面している。 ・赤道及び隣地と境界確定済である。
 ・赤道と高低差がない。 ・がけ崩れ等のおそれがない。

寄附に必要な実務を行う者

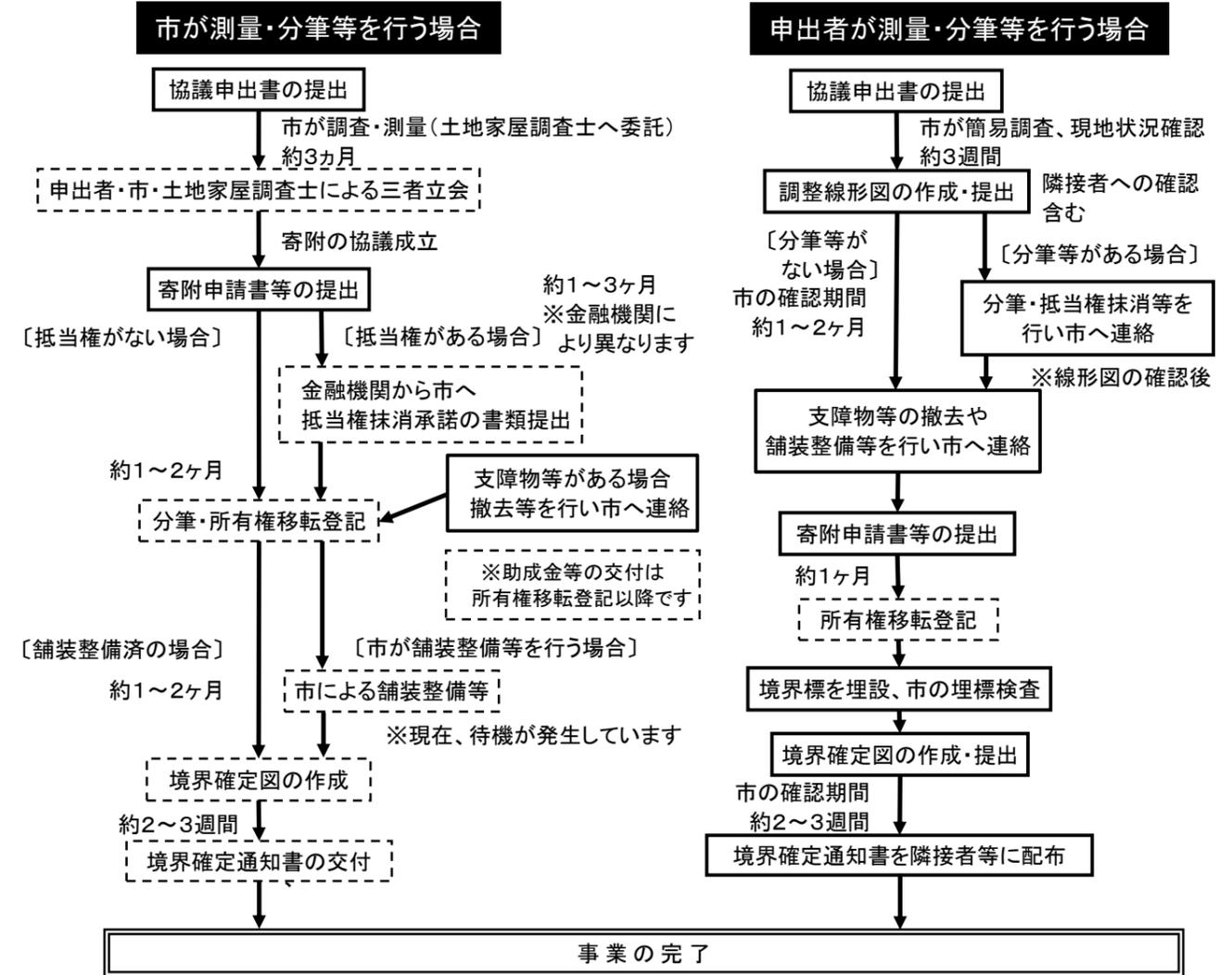
	以下の要件を 全て 満たすもの		以下の いずれか に該当するもの
	・申出者(地権者)が個人 ・測量を要する面積が500㎡以下 ・市道認定道路(民地2項道路を除く)	計画建物または既存建物が一戸建ての住宅	
・測量・分筆 ・抵当権等抹消登記事務 ・境界確定	市	市	申出者
・所有権移転登記	市	市	市
・舗装整備	市	申出者	申出者
・支障物撤去・移設	申出者	申出者	申出者
・支障物撤去・移設の助成金 ・隅切用地の奨励金	有	有	無

※市が行うものを申請者が行うことは可能です。ただし、その内容に関する費用補償はありません。
 ※抵当権等の抹消に関して金融機関から手数料を求められた場合は、申請者にてご負担いただく必要があります。
 ※助成金交付対象の支障物は、門・塀、擁壁、水道メーター等です。助成金は、市の基準に適合する場合のみ交付します(上限額あり)。
 ※寄附をしていただく場合、市にて後退線を確認します。工作物の越境がないよう、後退線直近の作業は市の確認後に
 行うようにしてください。
 ※申出者が舗装整備を行う場合は、施工写真を提出していただき、状況・厚さ等が確認できるようにしてください。
 ※複数宅あわせた連件での申出の場合、条件が緩和される場合があります。

標準的な手続きの流れ

凡例 主に申出者が行うもの 主に市が行うもの

協議申出書の提出部数は2部です。市担当が受付・協議結果等を記入し、その1部が申出者の控えとなります。



お問い合わせ

町田市 道路部 道路管理課 財産係 ☎042-724-1147(直通)

関係部署

代表電話(042-722-3111)から各部署にお問い合わせください。
 ○2項道路の範囲、後退線等の考え方に関する事 → 建築開発審査課 建築指導係
 ○開発行為、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事 → 建築開発審査課 開発審査係
 ○中高層建築物指導要綱、市街地道路の拡幅整備に関する事 → 土地利用調整課 土地調整係
 ○既存道路等の境界図・道路台帳図に関する事 → 道路管理課 境界係